

全日本火災共済協同組合連合会（日火連）①
監督の実務

令和 8 年 4 月

中小企業庁

経営支援課

1. 監督の実務

①日火連（連合会）及び都道府県組合の監督

- ・連合会である日火連は中小企業庁経営支援課が所管。火災共済事業を行う事業協同組合で都道府県の区域を超えないものについては各都道府県が所管。（中協法第 111 条）
- ・事業協同組合及び事業協同小組合が共済事業を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、共済規程を定め、行政庁の認可を受けなければならない。共済規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。（中協法第 9 条の 6 の 2）
- ・監督行政庁による検査権限がある。（中協法第 105 条の 4）

（参考）中協法第 111 条

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（第 9 条の 9 第 1 項第 1 号の事業を行うものを除く。）については、その地区が都道府県の区域を超えないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が財務大臣の所管に属する事業以外のものにあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「管轄都道府県知事」という。）とし、その地区が都道府県の区域を超えないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が財務大臣の所管に属する事業とその他の事業とであるものにあつては、財務大臣及びその管轄都道府県知事とし、その他のものにあつては、その組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣とする。

②財務の健全性

- ・日火連においては、中協法施行規則第 188 条及び中協法第 105 条の 2 において、毎事業年度の半期ごとの事業状況や資産及び負債状況並びに収支状況の報告書提出や、毎事業年度終了後の、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面の提出を定めており、これらの提出をもって財務の健全性を確保している。

（参考）「中協法施行規則第 188 条」

第 188 条 火災等共済組合等は、事業年度の半期ごとに、その事業の状況、資産及び負債の状況並びに収支の状況についての報告書を作成し、遅滞なく行政庁（都道府県知事を除く。）に提出しなければならない。

（参考）「中協法第 105 条の 2」

第 105 条の 2 組合（信用協同組合及び第 9 条の 9 第 1 項第 1 号の事業を行う協同組合連合会を除く。）及び中央会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から 2 週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を行政庁に提出しなければならない。

・組合は、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため責任準備金等を積み立てなければならないことになっている。行政庁としては、自己責任原則の下で行われる責任準備金等の積立ての確保を補完する役割を果たすものとして、オフサイト・モニタリングや適切な経理処理等の指針を通じ、財務の健全性の確保のための自主的な取組みを促していく必要がある。

(「事業協同組合等の共済事業向けの総合的な監督指針」Ⅱ-2-1-1)

	令和6年度
支払余力総額 (A)	12,201,578,985 円
リスク合計額 (B)	3,576,567,092 円
支払余力比率 = $\frac{(A)}{(B) \times 1/2} \times 100$	682.31 %

(注)保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較することはできない。

③資産運用

・業務上の余裕金を以下の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りではない。

一 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若しくは協同組合連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることのできるものへの預金、貯金又は金銭信託

二 国債、地方債又は主務省令で定める有価証券の取得 (中協法第57条の5)

・組合は、共済掛金として收受した金銭その他の資産について、有価証券の取得その他の方法により運用を行っている。これら財産運用に係るリスクを認識した上で、適切な財産運用リスク管理態勢の整備が重要である。

法第57条の5ただし書の認可に当たっては、当該認可申請を行った組合が当該認可申請に係る運用方法を採用する理由、当該運用方法のリスク、当該認可申請を行った組合の資産の状況等に照らして、適切かどうかについて審査するものとする。(「事業協同組合等の共済事業向けの総合的な監督指針」Ⅱ-3-12)

④流動性

・組合は、共済掛金収入等の状況により資金繰りに支障を来した場合、経営に重大な影響を及ぼす可能性があることから、日頃から資金繰り状況に注視し、適切にリスク管理していくことが重要である。

・態勢整備

→日々の資金繰りの管理・運営を行う資金繰り管理部門を設置しているか。

→代表理事、担当理事、理事会、資金繰り管理部門、及び各業務部門との間で、資金繰り管理に係る報告、政策企画、及び指揮命令態勢を適切に整備しているか。また、例えば、資金繰り管理部門とリスク管理部門を分離するなど、牽制機能が十分発揮される態勢を整備しているか。

(注)「資金繰り管理部門」とは、日々の資金繰りの管理・運営を行っている部門をいい、「リスク管理部門」とは、資金繰りに関する内部基準等の遵守状況等のモニターを行っている部門をいう。

→流動性リスク管理方針を策定しているか。流動性リスク管理方針に基づく資金繰り管理には、必要に応じて以下のような管理が含まれているか。

ア 流動性リスクに関するリスク選好、リスク許容度、リスク・リミット等の設定及びその遵守状況の確認

イ 流動性に関するストレステストの実施（リスク選好等の範囲内にあることの確認を含む。）

ウ 流動性危機時の対応策の設定及びその見直し

→資金繰りの状況とその資金繰りの逼迫度に応じて区分し、各区分時における管理手法、報告手法、決済手法等の規定を、理事会等が承認の上、整備しているか。

・リスク管理

→理事会は、戦略目標を定めるに当たり、資金繰りリスクを考慮しているか。資金繰り管理に係る報告が流動性リスク管理方針を遵守したものであったかを検証しているか。また、流動性危機時の対応策及びその重要な見直しを承認しているか。

→代表理事は、財産運用の内容、調達状況等により、必要に応じ、市場のない、若しくは非常に流動性の低い資産の運用上の限度額等のリミットの設定及び見直しを行っているか。

→リスク管理部門は、理事会及び資金繰り管理部門に情報を提供するとともに、資金繰り管理部門を牽制しているか。また、資金繰り管理部門とともに、流動性危機時の対応策の整備・見直しを行っているか。

→資金繰り管理部門は、流動性リスク管理方針及びリスク管理の規定に従い、資産・負債両面からの流動性についての評価、流動性確保状況の把握等により、資金繰りを適切に管理しているか。資金繰りリスクに関する要因分析及び対応策を整備しているか。

→各業務部門は、流動性リスクを考慮した業務運営を行っているか。

→資金繰りリスクの管理に当たっては、連結子会社等の資金繰り状況を把握・考慮した対応を行っているか。また、出再共済（保険）の管理を行っているか。（「事業協同組合等の共済事業向けの総合的な監督指針」Ⅱ－３－１３）